

議 第 7 号

選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、  
旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
法 務 大 臣  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

夫婦が望む場合には結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度について、令和4年3月に公表された内閣府の「家族の法制に関する世論調査」によると、導入に対する賛否が拮抗する中、旧姓の通称使用の法制化を求める意見もあることが明らかになった。

選択的夫婦別姓制度の導入に関して、最高裁判所は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」と判示しており、政府も、第5次男女共同参画基本計画において、現行制度の歴史を踏まえ、子供への影響等も十分に考慮し、国民各層の意見及び国会における議論の動向を注視しながら、検討を進めるとしている。

また、現在、我が国において、パスポート、免許証等については旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用が定着しているが、金融機関の口座開設、不動産登記等を行う際は法律上の氏を求められるなどの支障があることから、旧姓を使用しやすい環境に向けた法整備をより一層推進する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、結婚後の生活における不便・不利益を解消するため、国民の理解の下、選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、旧姓の通称使用を法制化するよう強く要請する。